

守谷市シティプロモーション映像制作業務委託仕様書

1 業務名

守谷市シティプロモーション映像制作業務委託

2 目的

平成30年に策定した「守谷市シティプロモーション戦略プラン」では、本市の魅力を理解し、まちを良くしようという想いや意欲のある、将来的にまちを発展させていく「担い手」を作ることを最終目的としている。

その目的達成に向けて、本市の魅力を効果的に発信し、イメージを向上させ、「住み続けたい」、「訪れてみたい」といった愛着、誇り、憧れを醸成するため、シティプロモーション映像を制作する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年12月20日

4 納入場所

市指定場所

5 業務内容

シティプロモーション映像制作業務一式

(1) 業務概要

- ①制作する映像の企画・構成及び台本（絵コンテを含む。）の作成を行うこと。作成にあたっては、本市と協議すること。
- ②映像撮影に必要なとなるスタッフ、出演者、機材、車両及び消耗品等の手配及び管理の一切を行うこと。また、撮影にあたり必要となる関係者及び関係場所の撮影許可取得及び日程調整等、撮影に必要な手続きの一切を行うこと。
- ③映像の加工・編集、音楽、音声、ナレーション及びテロップの付加などの編集を必要に応じて行うこと。
- ④本業務に使用する映像は、新たに撮影するものとし、既存の映像を使用する場合は、本市と協議すること。

(2) 映像構成

- ①本市の魅力を短時間で伝えられるよう工夫された、訴求効果の高い映像作品を制作すること。
- ②多様な撮影技術（ドローン空撮等）を活用し、本市の四季を感じられる美しい映像や市民を出演させる等、本市の魅力を最大限に引き出す映像を撮影すること。
- ③本編（2分30秒以内）及びダイジェスト版（15秒程度）の最低2本を制作すること。

(3) 映像仕様

- ①解像度は4K (3,840×2,160) とする。ただし、納品データは、4K及びフルHD (1,920×1,080) で納品すること。
- ②映像のアスペクト比は16 : 9とする。

6 成果品

制作した映像を成果品として、YouTube等インターネット配信できるデータ形式で納品すること。

- (1) ハードディスク：正副2個

7 その他

- (1) 本業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、本市へ帰属するものとし、本市がこれらの成果品を無償で自由に複製及び二次利用できるものとする。
- (3) 成果品は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損がないように注意すること。また、本市が提供する資料等を本業務の目的以外に利用し、また第三者に提供しないこと。履行期間終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、十分留意すること。
- (6) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、本市と協議すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じたときは、本市と協議すること。